

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">(共同住宅等の階段)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(政令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものを除く。))を除く。)で、その2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第50条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(政令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(適用の特例)</p> <p>第57条 主要構造部が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定するものを除く。)に対する第21条、第23条第2項、第24条第2項、第29条、第32条第1項、第36条第1項第2号、第41条第2項、第42条第1項、第44条第4項、第45条第2項、第54条第1項若しくは第3項、前条第1号又は第60条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の4第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣</p>	<p style="text-align: center;">(共同住宅等の階段)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものを除く。))を除く。)で、その2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第50条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(適用の特例)</p> <p>第57条 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定するものを除く。)に対する第21条、第23条第2項、第24条第2項、第29条、第32条第1項、第36条第1項第2号、第41条第2項、第42条第1項、第44条第4項、第45条第2項、第54条第1項若しくは第3項、前条第1号又は第60条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣</p>

の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第36条第1項第2号、第54条第1項若しくは第3項又は前条第1号の規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第36条第1項第2号、第54条第1項若しくは第3項又は前条第1号の規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。